

外国語指導助手（ALT）の活躍機会の拡大：規制改革推進会議 WG

行政書士 明るい総合法務事務所 代表 特定行政書士 長岡由剛

○【民間派遣 ALT に派遣先自治体から求められる活動例と資格外活動許可申請の関係】

(例)

・教育の在留資格を有する民間派遣 ALT が A 市との派遣契約により B 小学校に勤務している場合において、A 市の依頼に基づき市内の①C 幼稚園や②D 保育園にて英語教育を行うこと、更には B 小学校の夏季休暇中に行われる A 市の依頼に基づき行われる③イングリッシュキャンプにて英語教育を行うこと、①、②、③はいずれも技術・人文知識・国際業務の在留資格に該当する活動であり、それはつまり教育の在留資格に該当しないことを意味することから①、②、③の活動それぞれに資格外活動許可（個別許可）が要求されると民間派遣企業は訴える（個別許可の申請が 3 つ必要となる。）。

→申請回数が多いことによる申請人側の不便がある。

→上記①、②、③の依頼が具体化してから個別許可の申請をした場合、①、②、③に係る稼働予定日までに許可が得られるかという審査期間の問題もある。

○【現在有効な資格外活動許可（個別許可）の解釈・運用内容での解決方法】

・資格外活動許可に係る在留審査要領上において、

===

一人の ALT が複数の資格外活動許可を要する場合があることから、資格外活動許可に従事する具体的な予定がない場合であっても、従事する可能性がある活動に関する資格外活動許可申請を認めることとし、後記第 3 節の規定のほか、次のとおり取り扱う。

なお、資格外活動許可申請書は、一通ずつ作成する必要があるが、「他に従事しようとする活動」の内容欄、「勤務先」欄、署名欄及び申請書作成年月日以外は複写したもので差し支えない。

また、「許可の方式」について「一つの活動に関する資格外活動許可申請に対し、以下を参考に、個別許可する。この場合、条件については、活動場所、活動内容及び活動期間を個別具体的に付するものとし、「〇〇市内の幼稚園・保育園」といった包括的な記

載は行わない。

なお、従事する可能性がある活動については、許可の期間について、1年間や在留期限まで等、長期間許可して差し支えない。

【記載例】

「〇〇〇との契約に基づき、×××において、△△△に従事する活動」

===

以上の記載がある。

以上の記載通り運用されていれば申請回数が多いことの問題は回避される。

→資格外活動許可が認められる相当程度の立証は申請回数が1回であろうが、複数回であろうが活動内容それぞれに求められるため申請人側の負荷は同じ。

→従事する可能性がある（資格外）活動が整理さえされていれば申請書を複数用意する必要があるとはいえ、同時に申請が可能であるため、申請人側の負荷は1回の申請で済む場合と大差ない。なぜなら、申請書そのものを作成することは数分で済むことであり、大した負荷ではない。

・負荷のかかる行為は

- ①「立証資料の準備」
- ②「入管に出頭し、申請のため数時間の待ち時間を堪えること」
- ③「現実の時間の流れに沿わない審査期間を待つこと」

である。

①「立証資料の準備」の負荷は上記の通り、申請が同時にできる（それによって個別に発生する②、③の負荷を回避）のであれば複数の資格外活動許可を1つ申請で得る場合と複数の申請で得る場合で大差は生じない。

・2025年2月19日東京入管就労審査第一部門によれば「例えばA学校に教育の在留資格で働くALTが週末にのみ株式会社Bの運営する英会話教室にて英語の講師をする場合で、品川教室、新橋教室、牛久教室を担当するとき、または実際に稼働する教室の場所まで定まっていないときでさえも1つの資格外活動許可申請によって「株式会社Bとの契約に基づき、株式会社Bの運営する英会話教室での英語講師に従事する活動」というような形で許可し得ると回答。

→実務上は1つの資格外活動許可申請書の提出でも許可されていると思われる。

・私自身の経験として技能の在留資格を持ちスポーツトレーナーとして稼働する申請人が、特定の興行主との契約に基づき、それぞれ別日、別の場所で格闘技の試合に出場する場合（在留資格「興行」に該当する活動）、1つの資格外活動許可申請書の提出をもって一度に複数の個別許可が得られている。

○【残される課題】

以上をもってしても解決できていない課題として

①立証の手間自体を避けたい

→包括許可を求める動機に繋がるが、資格外活動許可制度自体現在の在留管理制度においては例外的な規制緩和であり、中でも包括許可は例外中の例外という立ち位置と思われる。

②複数の自治体から資格外活動に係る依頼を受けるため、実質的な申請が複数に及ぶ。

③ALTにて通常期待される「英語の教育」ではくくることができない活動の必要性が生じる場合における別個の資格外活動許可申請が必要となるとき。

→例えば地域活性化に関するPR業務等

④予め予見できないが、従事することが相当である資格外活動が生じる。

→災害復旧活動等（他の被災外国人への支援等も含む）

⑤審査期間が想定より長期に及ぶ。

⑥在留審査要領上の運用が周知されていない。または、それと異なる案内を入管窓口で受ける。

以上に対して

①立証の手間自体を避けたいという動機程度では一定の制限を設けない限り、包括許可対象の拡大は現在の在留管理制度や労働需給調整機能を根底から覆す危険性を入管が感じる恐れがあり、この理由による包括許可を求めるに足る相当な理由があるとは言い難いと

感じる。

②について複数の自治体から資格外活動に係る依頼を受けることについて、同一の ALT が複数の自治体に派遣されているケース自体多くないと思われ、そうなる資格外活動許可に係る申請人が異なることになるため、当然に申請数は申請人の人数分必要となる。

また、自治体が異なるといっても年度は共通し想定される活動内容とそのための予算を策定する時期も近接していると思われるため、同時に複数の資格外活動許可を申請することが可能と思われ、負荷は低減できる。

③「英語の教育」ではくくることのできない活動の必要性が生じる場合における別個の資格外活動許可申請が必要となることについて、自治体の予算策定等の段階で予め早い時期に活動内容が予見できるのであれば、早期に申請することで就業したいときに審査結果が得られないという問題は回避可能と思われる。

しかし、ALT として在留資格「教育」を有する者はそれをもって英語教育の専門家であることを担保されているため、自治体が民間派遣事業者に ALT の派遣を要請する場合、在留資格「教育」を有することが人選の目安となるため、人選は容易であるといえるが、「英語の教育」ではくくることのできない活動を民間派遣 ALT に委託する場合、その過程において人選に時間を要する可能性がある。

従って、「英語の教育」ではくくることのできない活動が生じることが予見されていたとしても、自治体の方で人選等に時間を要し、活動予定日が近くなると対象者が決まらない場合、包括許可を求める相当な理由の一つとなり得る。

④予め予見できない資格外活動が生じることについて、それを災害復旧活動に関していうのであれば労働需給調整の要求から外れたところにある活動と思われる。

現時点において、自治体雇用 ALT においては包括許可の範囲内の活動とされ、民間派遣 ALT 及び被災した技能実習生等が災害復旧活動に当たる活動は個別許可の対象とされている。

→派遣先の通勤範囲内で居住している可能性が高いことから申請人も被災者である可能性も高く、オンラインによる申請または窓口への出頭は被災地の環境から困難であることも予想される。

→民間派遣 ALT についても一定の制限を設けた上で包括許可を求める相当な理由の一つとなり得る。

⑤審査期間が想定より長期に及ぶことについて資格外活動許可申請は在留資格変更許可申請や在留期間更新許可申請と同時にを行った場合、それら申請と同時に審査されるが、それら申請と別の時期に資格外活動許可申請を行った場合、相当程度の審査期間を要するの

が事実である。

東京入管において、包括許可に係る審査で1カ月～2カ月、個別許可に係る審査で1カ月～6カ月要することもある（個別許可に係る審査で比較的短期間で処分されるケースは資格外活動許可に係る活動について同一の契約機関により同一の活動内容にかかる申請が繰り返される場合である。）。

→資格外活動許可に係る入管の審査期間が大幅に短縮されれば、そもそも問題とならないことがある（申請しても就業すべき日までに審査が完了しない等）。

→入管の審査期間の長期化は入国する外国人や在留諸申請数の急増に対して職員の増員が間に合わない事情によるものと理解しており、審査期間の長期化問題は資格外活動許可のみならず、在留審査全体に及んでいる（入管予算の増額や職員の増員、訓練も必要となるため一朝一夕には解決しない問題）。

入管法における資格外活動許可の趣旨に適う活動の内容及び程度であることが何らかの方法で担保できるのであれば一定の制限を設けた上で包括許可を求める相当な理由の一つとなり得る。

⑥前述の通り、在留審査要領上は個別許可について柔軟な取り扱いをしているように思うが、在留審査要領上の運用が周知されていないため、当該柔軟な取り扱いに即した申請を申請人側が行えない事実、また同時に当該柔軟な取り扱いと異なる案内（契約機関や活動内容が共通するにも関わらず、個別に資格外活動許可申請を求める場合や具体的な予定がない限り資格外活動許可は認められないとする場合、本体活動を阻害しない範囲で継続して資格外活動が行われるにも関わらず活動日を細かく区切られ本来不要な複数の資格外活動許可申請が要求される）を受けていることがあるとのこと。

上記の問題が生じる割合は審査官側の不知というより申請人側に効果的な申請方法が採用されていないことにあると思われる。

上記問題の解決として資格外活動許可（個別許可）に係る取り扱い（柔軟な取り扱いを含む）に関するガイドラインや事例を入管が公表するのが得策だろう。

○【民間派遣 ALT にも自治体雇用 ALT と同等の包括許可が認められるべきかどうか】

今般要望である「同様の在留資格、職務にもかかわらず、雇用元によって許可形態が異なる必要性があるか。地方創生・活性化、外国語教育の普及の進展の観点から合理化が必要であり、民間雇用についても「包括許可」が認められるべきではないか。」について

・以上を検討するにあたり、ここまで現在の運用下における個別許可によって解決できる部分を見てきたが、それでも包括許可を求めるに足りるであろう相当な理由が民間派遣 ALT にもあったと思う。

・しかし労働需給調整機能も担う在留資格に基づく在留管理制度において例外中の例外である資格外活動許可（包括許可）をそのまま認めるのは難しい。

・とはいえ、民間派遣によって自治体の運営する学校で稼働する ALT は当該学校の指揮命令に服し業務を行っており、派遣先の近くに居住し、雇用主である派遣元と同等またはそれ以上に当該自治体及び学校と心身ともに強い繋がりのある状況は自治体雇用 ALT の置かれる状況とやはり大差が無い。

・民間派遣 ALT に対する包括許可においても「資格外活動許可に係る活動は派遣先自治体と派遣元との契約によるものに限る」や「資格外活動許可に係る活動の契約相手先は自治体に限る」、「資格外活動許可に係る活動内容は「教育」または「技術・人文知識・国際業務」または「技能」に限る」等の自治体 ALT と同等の条件をもって包括許可を認めても差し支えないように思う。

・実際にそのように適正に運用されるかどうかの担保についても稼働する場所において民間派遣 ALT は自治体の指揮命令下にあることや、自治体 ALT に対し包括許可を入管が認めるにあたり自治体に対し適正運用の誓約書の提出を求めるように、民間派遣企業に対しても「不法就労」によって外国人は退去強制となり得ることや「不法就労助長罪」によって派遣業許可免許の取り消し事由に該当する等を周知、法令遵守することを誓約させることで十分な担保になり得ると考えられる。

以上